境港市地域防災計画等(修正案)の概要について

境港市自治防災課

1 背景

境港市では、市民生活に重大な影響を及ぼすおそれのある災害に適切に対応するため、 「境港市地域防災計画」を策定し、必要に応じて修正を行っている。

本市にも市民生活に大きな影響を及ぼしている、新型コロナウイルス感染症の流行下においても、災害時には避難対策および避難所の環境整備などが、安全かつ円滑に実施されることが重要である。

また、境港市地域防災計画(原子力災害対策編)および境港市広域住民避難計画についても、毎年実施している原子力防災訓練等により得られた教訓および国のガイドラインに基づく、新型コロナウイルス感染症下の原子力防災に係る記載も反映させ、さらなる計画の実効性の向上を図るために、このたび県の地域防災計画等の修正内容を踏まえ、境港市地域防災計画等を修正する。

2 修正概要

- (1) 境港市地域防災計画(災害予防編)
 - ①連携備蓄品目(衛生対策セット)の追加 歯磨きシート、吸熱シート、アルコール消毒スプレー等
 - ②災害対策基本法改正による新たな避難情報「警戒レベル」への対応
 - (ア)「避難勧告」と「避難指示」を「避難指示」に一本化
 - (イ)「避難準備・高齢者等避難開始」は「高齢者等避難」に改正
 - (ウ)「災害発生情報」は「緊急安全確保」に改正
 - ③ペットとの同行避難対策(追記)
 - ・ペットと同行して避難できる環境の整備について記載
 - ④避難に係る感染症対策の拡充(追記)

新型コロナウイルス等感染症流行時には、感染をおそれ避難を躊躇すること がないよう感染症対策を徹底する。

- ・指定避難所等における感染症対策の強化について
- (ア) 感染症対策 体調不良者の別室利用、換気の実施、避難者同士の距離の確保
- (イ) 感染症対策用品の整備 非接触型体温計、ワンタッチパーテーション等の整備
- (ウ) 住民への普及啓発 感染症対策のための知識等の普及や啓発

(2) 境港市地域防災計画(災害応急対策編)

- ①境港市災害対策本部(追記)
 - (ア) 本部員に議会事務局長を追加

※所掌事務に「境港市議会への報告及び市議会との連携」を追加。

- ②あらゆる人が避難しやすい避難所環境の確保
 - (ア) 男女別だけでなく、LGBT 等の性的少数者への配慮も必要であることを記載。
 - (イ) 新型コロナウイルスなどの感染症患者等への差別やデマなどによる人権問題の発生防止等について記載。

(3) 境港市地域防災計画(津波災害対策編)

- ①津波災害警戒区域の指定(修正)
 - ・津波災害警戒区域(イエローゾーン)内の要配慮者利用施設の避難確保計画の 作成等について記載。
- ②津波災害の予防(追記)
 - ・津波ハザードマップ等の作成 県の津波災害警戒区域の指定に伴って必要となる、基準水位や避難方向等を記 載した津波ハザードマップの作成について記載。

(4) 境港市地域防災計画(原子力災害対策編)

- ①要配慮者避難の対応強化
 - (ア) 妊産婦・乳幼児等要配慮者のバス等への優先乗車の配慮について記載。
 - (イ) 在日・訪日外国人に対する多言語情報提供の充実について記載。
- ②安定ヨウ素剤の配布について
 - ・一時集結所等で安定ヨウ素剤を配布する際の妊産婦、授乳婦及び未成年者(乳 幼児含む)に対する優先配布の実施について記載。
- ③感染症(新型コロナウイルス)流行下における対策(追加)
 - ・自然災害とパンデミックが重なった場合を想定し、対応を行う。
 - (ア)避難時における感染拡大防止 避難者の感染防止「3密の回避」とともに、防災業務関係者の感染症対策 の徹底。

(5) 境港市広域住民避難計画

- ・避難時等の感染症等拡大防止措置について
- (ア) 指定避難所で屋内退避をする場合の避難所内での密集及び密接を避ける等 の対策について記載。
- (イ) 放射性物質の放出の恐れのある段階に至った際の換気について記載。